

学校協議会～保護者・地域とともにすすめる学校づくり～

学校協議会とは？

学校協議会とは、平成 24 年 7 月の大阪市立学校活性化条例の制定に伴い、すべての学校園に必ず置くこととされた組織です。保護者や地域住民などのみなさんの学校運営への参加を促進し、その意向を学校運営に反映することにより、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進することを目指しています。

基本的な役割

- ・学校園の「運営に関する計画^{※1}」の作成に当たり、校園長に意見を述べること
 - ・「運営に関する計画」の達成状況に対する「学校関係者評価^{※2}」を実施すること
 - ・学校園における教育活動を支援する取組に関すること
- ※1 教育振興基本計画及び教育委員会が定める運営の指針となるべき事項を踏まえ、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じ、当該学校における教育活動その他の学校の運営に関して定める計画
- ※2 授業や行事等の参観や教育活動に関する資料の検証を通じて、学校園が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善策について評価をする

必要に応じて実施する役割

- ・指導が不適切な教員に対し校園長が構すべき支援・措置について、校園長に意見を述べること
- ・上記の校園長の支援・措置に不服があるときに、教育委員会に必要な措置を申し出ること
- ・校園長の求めに応じ、学校園の運営に関し、校園長に意見を述べること

会議の開催日程など

学校協議会は年 3 回以上実施されており、概ね 4 月、10～11 月、2～3 月に開催されます。開催日程など詳しくは、各学校園のホームページや掲示板、区のホームページ等でお知らせしています。会議は、原則公開です。

委員について

学校協議会の委員は、教育委員会が校園長や区長の意見を聴いて任命します。委員は原則として3～10名で、次に掲げる方の中から候補者を推薦します。

①保護者、②地域の住民、③学校の教育活動を支援されている人（はぐくみネットコーディネーター、学校元気アップ地域本部地域コーディネーターなど）、④関係する学校の教職員、⑤学識経験者、⑥その他、教育委員会が必要と認めるもの